

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成20年度
条 例 名	神奈川県立かながわ農業アカデミー条例		
条 例 番 号	昭和45年神奈川県条例第46号	法 規 集	第9編第1章第6節
所 管 部 局 室 課	環境農政部農業振興課		
条 例 の 概 要	神奈川県立かながわ農業アカデミーの設置及び管理に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	<p>神奈川県立かながわ農業アカデミーは農業後継者たる青少年その他の農業を担うべき者に対し、効率的かつ安定的な農業経営に必要な科学的技術及び知識を習得させるための施設であり、現在においても設置する必要がある。</p> <p>この条例は、農業改良助長法第2章第7条第1項第5号の農業者研修教育施設として、神奈川県立かながわ農業アカデミーの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。</p>	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	<p>神奈川県立かながわ農業アカデミーは、毎年40名前後の卒業生を輩出し、平成19年度は54.3%の就農率を達成している。</p> <p>また、青少年、農業を担うべき者に高度な技術及び知識を習得させるための施設であり、県農業の発展に寄与するとともに、県民に安心・安全な農産物を供給する人材を育成する場であり、有効に機能している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県立農業アカデミー卒業生数：480名 ・神奈川県立農業大学校卒業生数：2,400名 ・スキルアップ研修の実施 毎年約50名の受講生
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	平成21年度からは就農支援のワンストップサービスとして就農相談から就農に至るまでの支援体制を整え、学生のみではなく県民も対象に多くの相談業務を行うなど効率的に機能している。	
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。〕	県の総合計画である「神奈川力構想」に多様な担い手の育成確保の推進が位置づけられており、神奈川県立かながわ農業アカデミーは基本方針適合性に合致している。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵触 しないか。〕	農業改良助長法上の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">改正・廃止の必要はない。</div> 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>